

『令和3年7月改訂／詳解 小規模宅地等の課税特例の実務』  
正誤のお知らせ

表題図書の以下のページについて誤りがありましたので、お詫びして次のとおり訂正させていただきます。

【561 ページ】 **参考資料** は以下に差し替えとなります。

**参考資料** 措置法通達 31 の 3 - 2 (居住用家屋の範囲)

(居住用家屋の範囲)

31 の 3 - 2 措置法第 31 条の 3 第 2 項に規定する「その居住の用に供している家屋」とは、その者が生活の拠点として利用している家屋（一時的な利用を目的とする家屋を除く。）をいい、これに該当するかどうかは、その者及び配偶者等（社会通念に照らしその者と同居することが通常であると認められる配偶者その他の者をいう。以下この項において同じ。）の日常生活の状況、その家屋への入居目的、その家屋の構造及び設備の状況その他の事情を総合勘案して判定する。この場合、この判定に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 転勤、転地療養等の事情のため、配偶者等と離れ単身で他に起居している場合であっても、当該事情が解消したときは当該配偶者等と起居を共にすることとなると認められるときは、当該配偶者等が居住の用に供している家屋は、その者にとっても、その居住の用に供している家屋に該当する。

(注) これにより、その者が、その居住の用に供している家屋を 2 以上所有することとなる場合には、措置法令第 20 条の 3 第 2 項の規定により、その者が主としてその居住の用に供していると認められる一の家屋のみが、措置法第 31 条の 3 第 1 項の規定の対象となる家屋に該当することに留意する。

- (2) 次に掲げるような家屋は、その居住の用に供している家屋には該当しない。

イ 措置法第 31 条の 3 第 1 項の規定の適用を受けるためのみの目的で入居したと認められる家屋、その居住の用に供するための家屋の新築期間中だけの仮住まいである家屋その他一時的な目的で入居したと認められる家屋

(注) 譲渡した家屋に居住していた期間が短期間であっても、当該家屋への入居目的が一時的なものでない場合には、当該家屋は上記に掲げる家屋には該当しない。

ロ 主として趣味、娯楽又は保養の用に供する目的で有する家屋

【611 ページ】 下から 7 行目

〔誤〕 長女B

↓

〔正〕 二男B

【635 ページ】 質疑の表「その他の事項等」欄(3)

〔誤〕 相続開始の 10 年から

↓

〔正〕 相続開始の 10 年前から

【847 ページ】 ④ (イ) の計算

〔誤〕 21,000, 0000 円 + 9,702,000 円 = 11,298,000 円

↓

〔正〕 21,000, 000 円 - 9,702,000 円 = 11,298,000 円

【860 ページ】 応答の(1)

〔誤〕 ① 配偶者住居権の価額

↓

〔正〕 ① 配偶者居住権の価額

同(1)①(イ)の計算

〔誤〕 25,000,000 円  $\times$  8/10 = 20,000, 000 円

↓

〔正〕 25,000,000 円  $\times$  8/10 = 20,000, 000 円

【900 ページ】 下から 16 行目

〔誤〕 財産評価基準通達

↓

〔正〕 財産評価基本通達

下から 15 行目

〔誤〕 配偶者の設定

↓

〔正〕 配偶者居住権の設定